

## 第6章

# 地域包括ケアシステムの 深化・推進



認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進に取り組んでいきます。

### 1) 第6期における制度改正

平成26年の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護保険法が改正され、介護保険財源で区市町村が取り組む事業である地域支援事業の大幅な内容変更が行われました。

本区では、この地域支援事業の一つである介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、社会福祉協議会と共に検討し、介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活動を進める住民主体の「通いの場」への運営支援を開始しました。

### 2) 第7期における制度改正

平成29年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により関係法令が改正され、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療と介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組等、さらに新たな取組事項が盛り込まれました。

### 3) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

今後は、新たな制度改正に対応するとともに、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、区民の皆様とともに地域づくりを進めていくため、本区では、新たに3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、さまざまな取組を進めていきます。

## 2

# 地域包括ケアシステムの 深化・推進に向けた取組

## 1) 重点的取組事項

本区では、前述した3つのメッセージや介護保険法の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた以下の取組を重点的に進めていきます。

### ① 在宅医療・介護連携の推進

#### ア 第6期における取組状況等

介護保険法上に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業の事業項目である、(ア)地域の医療・介護の資源の把握、(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援、(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援、(カ)医療・介護関係者の研修、(キ)地域住民への普及啓発、(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携など、さまざまな取組を実施しました。

#### イ 第7期における目標・展望

地域で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けられるようにするため、医療関係者と介護サービス事業者などの関係者との連携の強化や在宅医療・介護連携推進事業の充実に向けた取組を進めていきます。

#### ウ 第7期における取組事項・方向性

医療・介護関係者等の多職種間の顔の見える関係づくりのための研修や交流会の開催、ICT<sup>1</sup>を活用した医療・介護関係者間の情報共有等の取組を実施し、医療・介護等の連携の強化に努めます。

また、区民に対して、在宅における医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、療養支援等に関する的確な情報提供を行うとともに、わかりやすく丁寧な周知・啓発を行っていきます。

1 ICT Information and Communications Technology(情報通信技術)の略で、携帯電話、メール、インターネット、放送といった情報や通信に関する技術の総称のこと。

## ② 認知症施策の推進

### ア 第6期における取組状況等

認知症に関する高齢者実態調査の結果や認知症ケアパス検討専門部会における検討を踏まえ、認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパスを構築し、パンフレットの作成・普及に取り組みました。

認知症の症状による行方不明者対策については、ただいま！支援登録(事前登録事業)、ただいま！支援SOSメール、靴用ステッカー及びアイロンシールの配付、「うちに帰ろう」模擬訓練の実施など、地域における見守り体制の強化につながる取組を開始しました。

### イ 第7期における目標・展望

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の基本的な考え方が介護保険法に規定されたことを踏まえ、「認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができる文京区」の実現に向けた認知症施策を推進していきます。

施策の推進に当たっては、慣れ親しんだ暮らしや認知症の本人の思いを大切にした支援を目指し、支援者目線のケアから本人目線に立った見守るケアへの転換を図るための取組を進めていきます。

### ウ 第7期における取組事項・方向性

認知症への理解を深めていくためには、関連する知識の普及・啓発が重要であることから、認知症ケアパスについて、病院等の医療関係機関だけでなく、区内全域に広がるよう、周知に努めていきます。

また、認知症の初期段階から多職種が連携して支援する体制を整備することにより、適切な医療や介護につなげるとともに、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図る取組を進めます。

区内全域で認知症の本人及びその家族を支える意識を醸成するため、地域における見守り体制の強化に向けた取組を推進していきます。

### ③ 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進

#### ア 第6期における取組状況等

介護予防は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や要介護・要支援状態の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。

これまで、運動機能及び口腔機能等の維持向上を図る取組や文の京介護予防体操の拠点数拡充等により高齢者の介護予防活動を推進してきました。

また、平成28年度から生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を社会福祉協議会に配置して、4つの日常生活圏域の現状把握及び各地域での支え合い体制づくり活動の方針について、協議・検討を進めました。

その結果、29年度には、介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活動を進める住民主体の「通いの場」への運営支援を開始することができました。

#### イ 第7期における目標・展望

高齢者、家族、事業者等、地域全体に自立支援の理念や介護予防の重要性に関する普及啓発を進めるとともに、介護予防及び地域での支え合い体制づくりを効果的に推進することができるよう支援し、高齢者がいきいきと元気に活動できる機会の提供に努めます。

また、元気な高齢者が担い手として活躍する場を整えることで、社会参加・社会的役割を持つことによる生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

#### ウ 第7期における取組事項・方向性

高齢者の生活機能を維持向上させる取組や介護予防につながる取組の充実により、身近な地域で行う介護予防活動の定着を推進するとともに、介護予防ボランティア指導者等の養成により、地域における介護予防の推進と高齢者の社会参加を図ります。

住民主体の「通いの場」等については、参加対象とすべき高齢者の数や高齢者クラブ・介護予防体操等を行う団体の分布等、地域の環境を分析・検討し、本区にあった適正数及び活動内容を勘案した適切な配置となるよう、団体の立ち上げ支援を進めます。

また、運営中の団体に対しては、リハビリテーション専門職員の派遣など、その活動の充実に努めます。

## ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### ア 第6期における取組状況等

生活の基盤として必要な住まいが確保され、本人の希望にかなった住まい方の支援が地域包括ケアシステムの前提となるため、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対し、すまいる住宅登録事業やライフサポートアドバイザー事業など、住まいの確保と住まい方を支援する「文京すまいるプロジェクト」の取組を平成27年度から実施しました。

### イ 第7期における目標・展望

住み慣れた住まいにおいて、可能な限り、有する能力に応じ、その人らしい自立した生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援等、居住安定のための様々な施策と連携して暮らしを支えます。

### ウ 第7期における取組事項・方向性

それぞれの住まいで安心して自立した生活ができるよう、平成29年度に設立した文京区居住支援協議会において、行政、不動産関係団体、居住支援団体が連携し、民間賃貸住宅を活用して高齢者住宅の確保に努めるとともに、医療をはじめとする様々な施策と連携できる体制等、住まい方の支援を協議していきます。

## 2) 地域ケア会議の推進

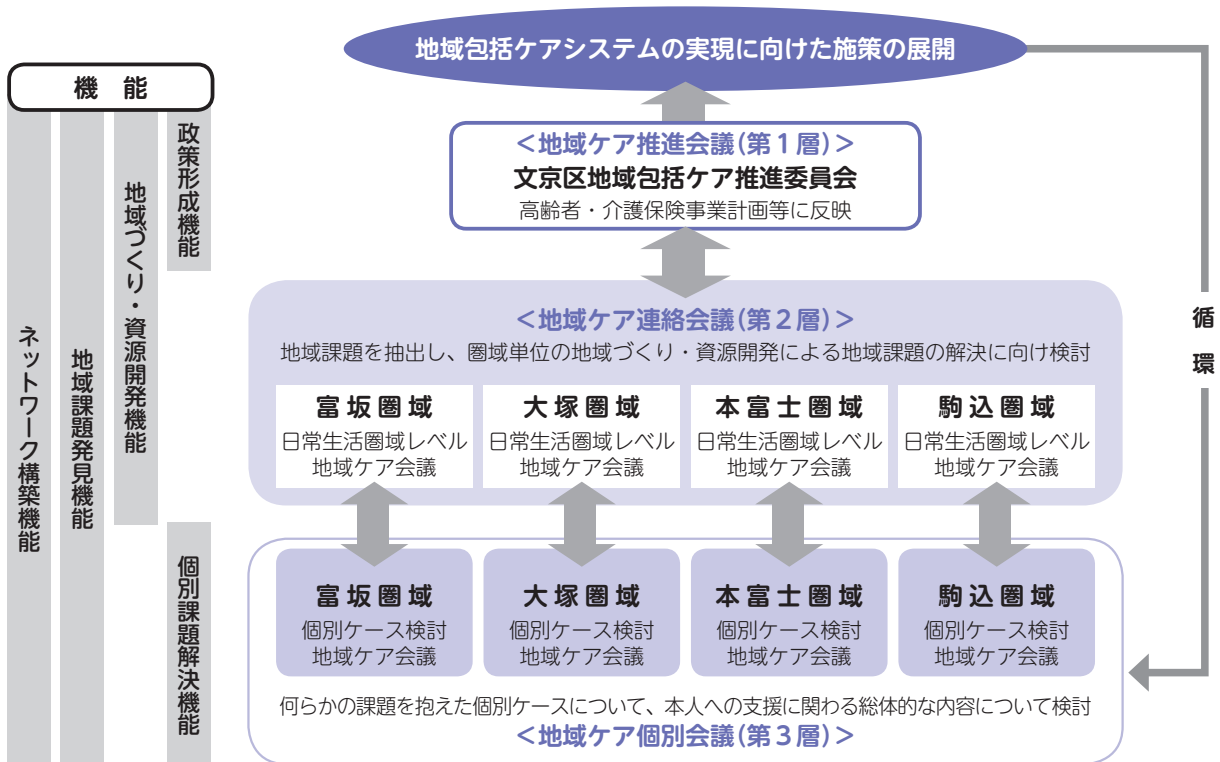
### 1 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために開催する、医療や介護分野等の多職種協働による会議です。

具体的には、個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存のサービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。

また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組みます。

【図表】 6-1 文京区における地域ケア会議の全体構成イメージ





## ② 地域ケア会議の取組

本区では、高齢者あんしん相談センターが日常生活圏域における課題解決と地域づくりを目指し、平成27年度から個別ケースの検討及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施しています。

引き続き地域ケア会議を実施していくとともに、蓄積された地域課題等について整理し、各レベルの地域ケア会議、その他関係機関等において課題解決等に向け検討を行っていきます。

## ③ 地域ケア会議の充実

日常生活圏域レベルの地域ケア会議で検討・蓄積されていく地域課題等について、区全域レベルの地域ケア会議で整理・検討し、最終的には資源開発、社会基盤整備等、本区の政策形成に活かしていくことを目指します。

また、各レベルでの地域ケア会議を、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたツールとして、より有効に機能させていきます。地域ケア会議で抽出された地域課題の共有・分析や課題解決に向けた具体的な政策形成について、区全域レベルの地域ケア会議や、必要に応じ関係機関や関係者とともに検討していきます。

さらに、自立支援に資するケアマネジメントの向上のための地域ケア会議(自立支援型ケアマネジメントを目指す地域ケア会議)を検討・実施します。

# 3) 高齢者あんしん相談センターの機能強化

## ① 高齢者あんしん相談センターの運営

高齢者あんしん相談センターとは、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターのことです。

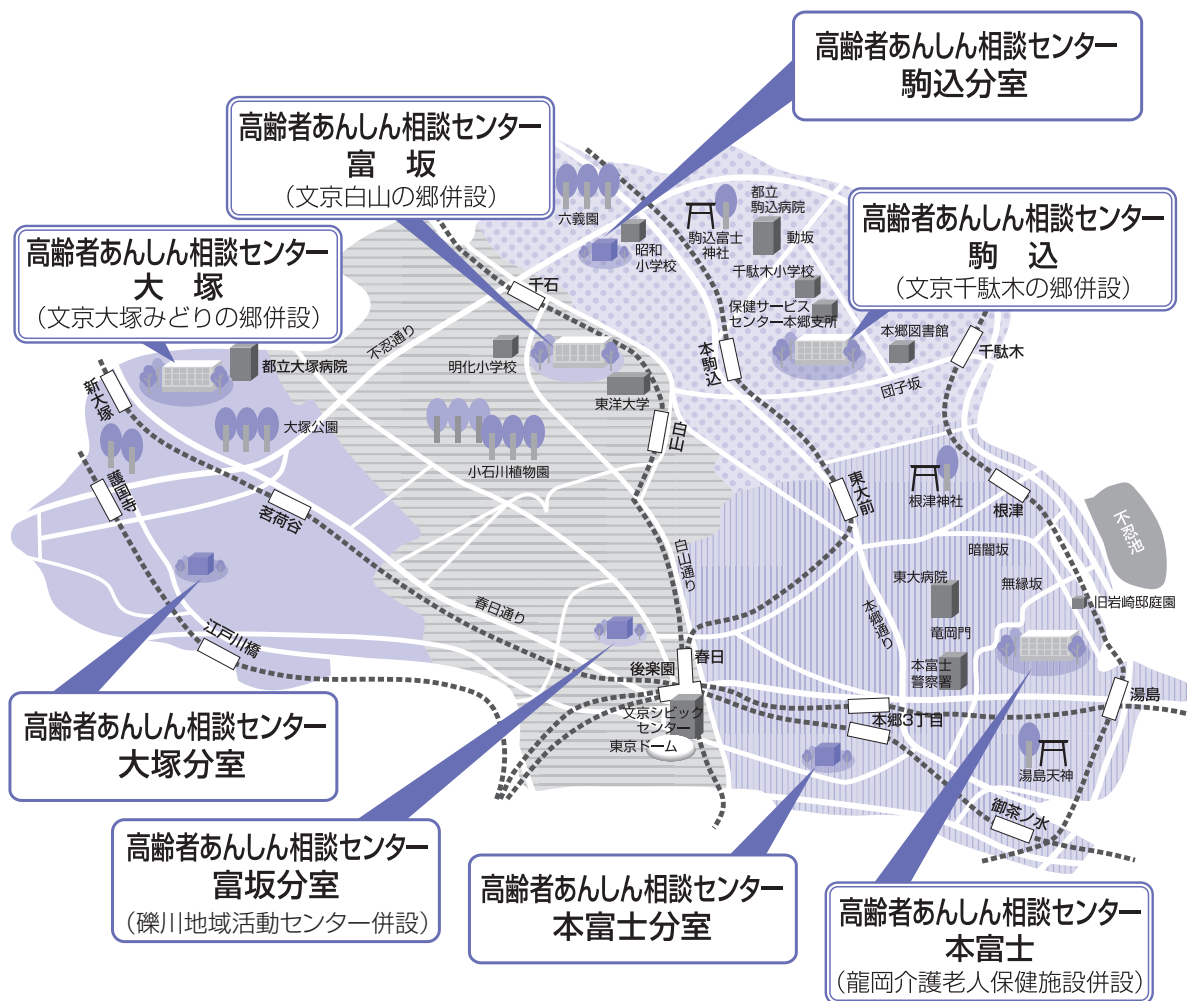
本区では、愛称を募集し、平成24年度から高齢者あんしん相談センターの名称を用いています。

### ア 設置

高齢者あんしん相談センターは、区内4つの日常生活圏域ごとに設置しており、平成24年度に富坂、25年度に大塚・本富士・駒込に分室を開設したことにより、区内8か所(1圏域2か所)で運営しています。

今後も、高齢者あんしん相談センターの周知に努め、より地域に密着した業務を展開することで、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的役割が果たせるよう機能の強化を図ります。

【図表】 6-2 高齢者あんしん相談センターの所在地(平成29年度末現在)



| 日常生活圏域 | 名称                 | 所在地          |
|--------|--------------------|--------------|
| 富坂     | 高齡者あんしん相談センター富坂    | 白山五丁目16番3号   |
|        | 高齡者あんしん相談センター富坂分室  | 小石川二丁目18番18号 |
| 大塚     | 高齡者あんしん相談センター大塚    | 大塚四丁目50番1号   |
|        | 高齡者あんしん相談センター大塚分室  | 音羽一丁目15番12号  |
| 本富士    | 高齡者あんしん相談センター本富士   | 湯島四丁目9番8号    |
|        | 高齡者あんしん相談センター本富士分室 | 本郷二丁目21番3号   |
| 駒込     | 高齡者あんしん相談センター駒込    | 千駄木五丁目19番2号  |
|        | 高齡者あんしん相談センター駒込分室  | 本駒込二丁目28番10号 |

※本富士分室は、平成30年度中に旧向丘地域活動センター跡地(西片二丁目19番15号)に移転予定

## イ 人員配置

高齢者あんしん相談センターには、①保健師(又は経験のある看護師)、②社会福祉士、③主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の専門資格を持った職員(=専門3職種)が配置されています。それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働するチームアプローチにより業務を行います。

また、それぞれの圏域で高齢者あんしん相談センター及び高齢者あんしん相談センター分室の連携を確保し効率的に運営するために、専任のセンター長を各圏域に1人配置しています。

## ② 高齢者あんしん相談センターの業務

高齢者あんしん相談センターは、地域における高齢者福祉の拠点として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの基本機能を担うとともに、地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等に取り組んでいきます。

### ア 高齢者の総合相談支援に関する業務

#### ● 高齢者の総合相談

高齢者や介護する家族からの様々な相談に対応し、必要な支援を実施しています。

また、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に取り組み、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握を行います。

#### ● 相談機関としての周知

地域において身近で信頼できる相談機関となるためには、気軽に相談できる窓口として認識されることが必要です。高齢者あんしん相談センターの区民全体への認知度を高めていくため、出張講座や自主講座の開催のほか、地域の関係機関へのパンフレットやポスターの配布等、周知活動をより積極的に行っていきます。

### イ 権利擁護に関する相談支援の充実

加齢等により判断力が低下し、本人の生活を一緒に考えてくれる家族等がない場合、自分に必要なサービスを自ら決定することも難しくなります。

窓口寄せられる相談で、高齢者虐待、成年後見等の権利擁護に関する相談が増加しています。

そこで、社会福祉協議会の成年後見制度利用支援サービスなどを活用し、高齢者の尊厳ある生活を守るため、必要な支援を実施します。

また、高齢者虐待の背景には、認知症を始め様々な要因が重なっていることが多く、高齢者あんしん相談センターだけで問題を解決することが難しい場合もあります。

このため、関係各機関と相互の連携強化、情報共有及び事例検討等によるスキル向上にも努めていきます。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務

### ●地域のネットワークの構築

高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状況変化に対応する的確な支援が必要です。

そのためには、区、社会福祉協議会、医療機関、介護施設、介護サービス事業者及び近隣の支え合いやボランティア等の連携が不可欠です。高齢者あんしん相談センターは、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)や様々なサービス事業者とのネットワークを構築し、地域の連携を進めます。

### ●ケアマネジメント支援

高齢者あんしん相談センターは、ケアマネジャーとの情報交換会や事例検討会を適宜開催し、ケアマネジメントのスキル向上やネットワーク形成に努めています。

また、本区と協働しケアマネジメント支援事業として、その時々テーマを決めケアマネジメント従事者研修も実施しています。

今後も、本区のケアマネジメントの向上のために、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、ケアマネジメント支援事業の一層の充実を図ります。

## エ 介護予防ケアマネジメントに関する業務

高齢者あんしん相談センターは、要介護・要支援状態になるおそれがあると認められた高齢者に対して、専門的見地から本人の状況を把握し、本人と一緒に目標を決め、必要な介護予防サービス・事業につなげることで自立した日常生活が送れるように支援します。

介護予防ケアマネジメントの事業実績については、「第7章 地域支援事業の推進」の「2 介護予防・日常生活支援総合事業」の中で述べています。(P.111参照)

## オ その他の業務

認知症高齢者等の介護をする家族等に対して、介護の方法や各種サービスの情報提供を行う介護者教室・家族交流会の開催や熱中症対策事業の実施、一体的に医療と介護サービスを受けられるよう医療と介護の連携を行う医療連携相談業務のほか、本区の高齢者福祉サービスの申請取次ぎ等を行います。

また、地域における高齢者の緊急事態等にいち早く気づき、速やかに対応できるよう、ハートフルネットワーク事業を実施しています。

高齢者あんしん相談センターは、声かけ等の見守りを行う協力機関からの連絡に迅速に対応し、高齢者の生活を支援しています。

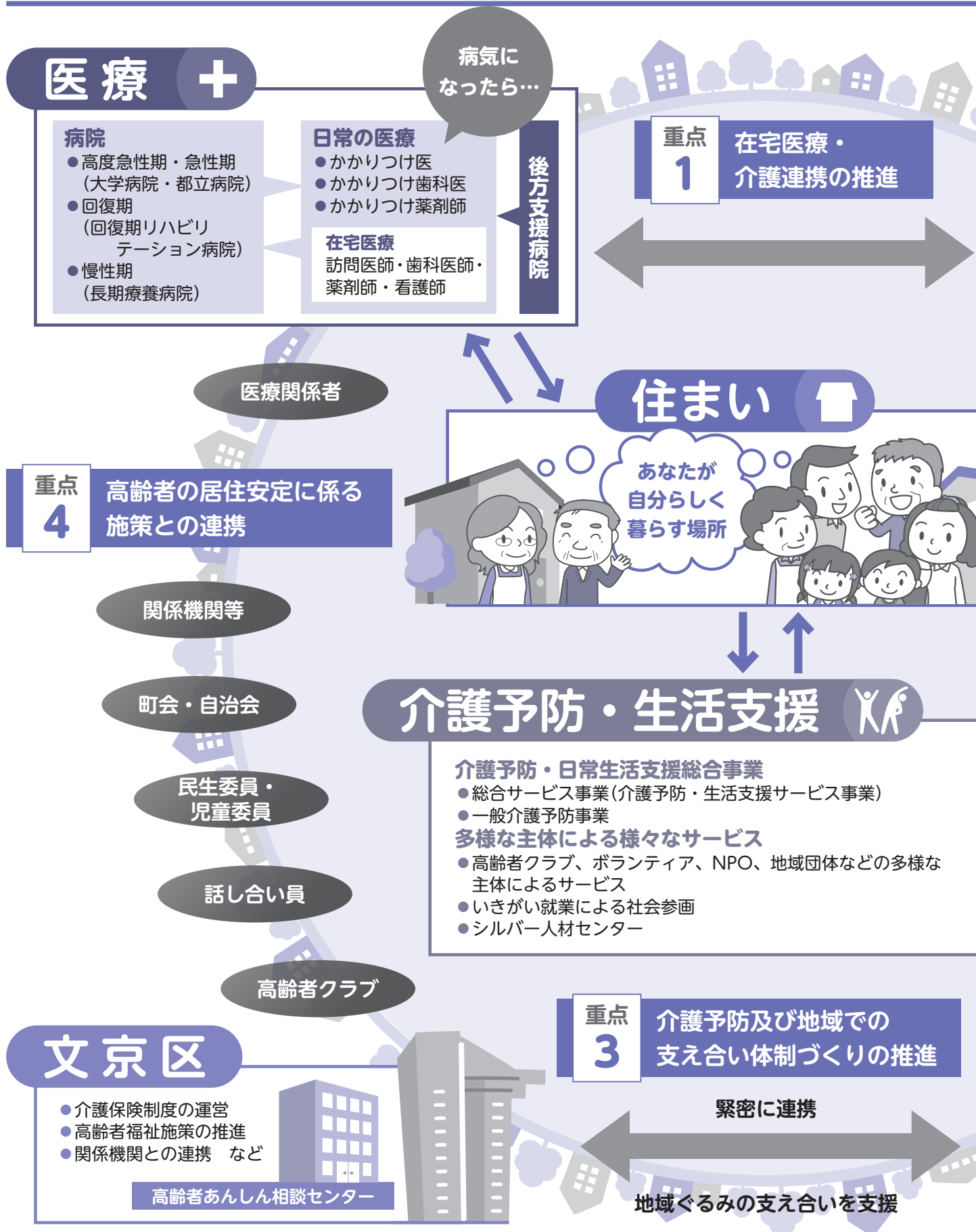
### ③ 高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者あんしん相談センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。

そのためには、業務量に応じた適切な職員の配置や、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等を図る中で、区との役割分担やセンター間の連携強化を行い、効率的かつ効果的な運営を目指していく必要があります。

今後も高齢者の相談に適切に対応できるよう、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の運営支援など、高齢者あんしん相談センターの業務を後方支援するため、支援体制の整備を進めていきます。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図



# 介護



介護が必要になったら…

## 在宅サービス

- 訪問介護・リハ・入浴
- 通所介護・リハ
- ショートステイ
- 訪問看護など

## 施設サービス

- 介護老人福祉施設(特養)
- 介護老人保健施設など

## 地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (看護)小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護など

介護事業者

重点

2

## 認知症施策の推進

警察・消防

民間企業

NPO・ボランティア

シルバー人材センター

地域の皆さん

いつまでも元気で暮らすために

## 社会福祉協議会

- 小地域福祉活動の推進
- 地域福祉活動への支援
- ボランティア・市民活動の推進
- 権利擁護事業の推進 など

## 地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

## 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### 1 重点的取組事項

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### 2 地域ケア会議の推進

### 3 高齢者あんしん相談センターの機能強化

## 区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して

何かをはじめませんか。

何かをはじめることによって誰かとつながり、誰かとつながることによって地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



